

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		徴収清算金の分納の認定
根拠法令(例規)及び条項		美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例第 24 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 2 年 3 月 29 日条例第 14 号
関 係 条 項		同条例第 24 条第 5 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		土地区画整理法逐条解釈 知事からの委任事務

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路占用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市道路占用条例第 6 条
法令(例規)番号		昭和 28 年 10 月 8 日条例第 30 号
関 係 条 項		道路法第 39 条第 1 項、美唄市道路占用条例第 8 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	1. 道路法第 39 条第 1 項ただし書に定めるもの 2. 特別の事由があると認めたとき (1) 生活関連の占用（上下水、下水道、ガス、電気、電気通信の各戸引込地下埋設管又は電気、電気通信の各戸引込電線） (2) 市の行事及び公共性が認められる行事で、営利を目的としないもの (3) その他公共の福祉に寄与すると認められるもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		道路占用料の分割納付許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市道路占用条例第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 28 年 10 月 8 日条例第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保存樹の解除の決定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市緑化条例第 6 条第 6 項
法令(例規)番号		昭和 50 年 3 月 25 日条例第 15 号
関 係 条 項		美唄市緑化条例第 6 条第 6 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	次の指導援助措置を講じても、保存が不可能と判断したときは、速やかに解除の決定を行う。 (1) 保存樹の権利者より、指定解除の申し入れがあった場合、現地調査を実施（美唄市・美唄市緑化推進委員会・林業試験場・関係者等）する。 (2) 現地調査に基づき、保存の方法等を検討し、移植伐採等必要な指導援助措置を講ずる。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		基準地積の認定
根拠法令(例規)及び条項		美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例第 21 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 2 年 3 月 29 日条例第 14 号
関 係 条 項		同条例第 3 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可事項の変更の許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市都市公園条例第 2 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号
関 係 条 項		同条例第 2 条第 1 項・第 4 項 美唄市都市公園条例施行規則第 4 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	変更後の行為が、同条例第 2 条第 1 項の行為内であり、かつ、公衆の公園利用に支障をおよぼさないとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		2 日～3 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		禁止行為を行う場合の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市都市公園条例第 4 条
法令(例規)番号		昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号
関 係 条 項		同条例第 2 条第 1 項・第 3 項 都市公園法第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項・第 3 項
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	(行為の禁止) 第 4 条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合はこの限りでない。 〔法第 5 条第 1 項〕〔法第 6 条第 1 項〕〔第 3 項〕〔第 2 条第 1 項〕〔第 3 項〕 (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。 (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。 (6) 立入禁止区域に立ち入ること。 (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。 (8) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止する行為 【補則】 同条例第 4 条各号のうち第 1 号、第 3 号及び第 4 号の行為については、承認しない。 同条各号のうち第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の行為については、公衆の公園利用に支障をきたさないものに限り承認し、承認するか否かは、個別に判断する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		2 日～5 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市都市公園条例第 12 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号
関 係 条 項		美唄市都市公園条例施行規則第 9 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	1 公益性及び公共性のある行為・公共事業については全部免除とする。 2 行為の中で、公益性及び公共性のある行為の部分において一部免除する。 3 その他特別の理由がある場合、一部又は全部免除する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		行商等の許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市都市公園条例第 2 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 52 年 6 月 25 日条例第 13 号
関 係 条 項		同条例第 2 条第 4 項 美唄市都市公園条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		都市整備課施設管理係
審 査 基 準	基 準	(行為の制限) 第 2 条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) その他前各号に準ずる行為をすること。 2 前項の許可を受けようとする者は、住所、氏名及び職業(法人にあつては事務所の所在地、名称、代表者の住所、氏名及び営業種目とする。以下同じ。)行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、該当事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。この場合において市長は、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		2 日～3 日
備 考		